

平成25年度ごみ・資源組成調査結果について

H26.10.1 廃棄物政策課

平成20年6月からの「新ごみ減量制度」の状況を継続的に把握するため、家庭、事業所から排出されるごみ・資源の組成調査を実施しました。

この調査は、地区ごとに数ヶ所サンプリングしたごみの内容について、種類ごとに構成割合（重量比）を調べるものです。

このたび、調査結果がまとまりましたので報告いたします。

1 家庭系

(1) 燃やすごみ（普通ごみ）

- 組成割合は、生ごみ（厨芥類）が最も高く41.4%、次いで紙類が29.3%となっています。
- 昨年度と比較すると、各項目においてほぼ同じ割合になっています。
- 紙類29.3%の中には、分別収集の対象である新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パックが14.8%含まれており、特に雑誌・雑紙の割合が高くなっています。（表1）
- 紙類にはまだ資源物が含まれています。分別を徹底することにより、さらにごみを減らすことができます。

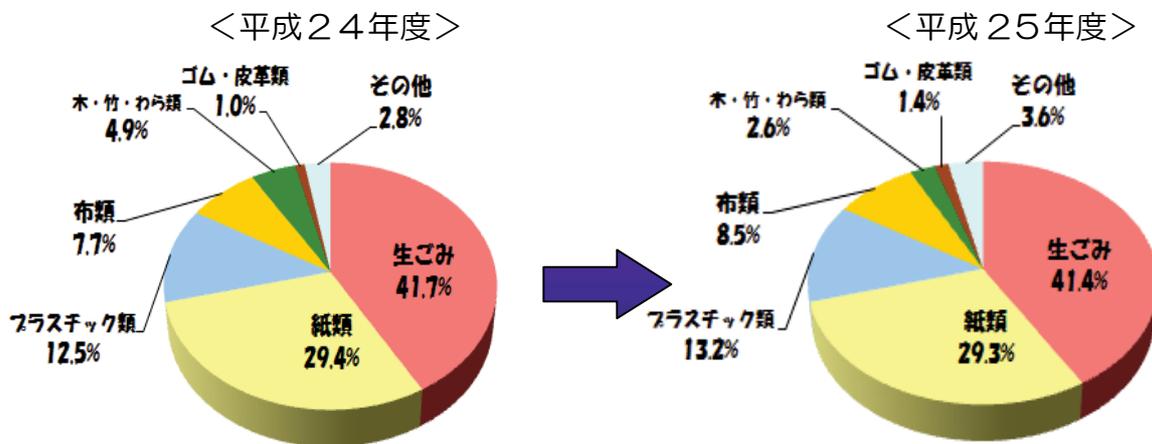


図1：燃やすごみ（普通ごみを含む）の組成割合（全市加重平均^{注1}）

区分		24年度	25年度
資源物	新聞紙	4.0%	2.4%
	雑誌・雑紙	9.2%	11.3%
	段ボール	0.9%	0.6%
	紙パック※	0.5%	0.5%
	計	14.6%	14.8%
その他紙ごみ		14.8%	14.5%
計		29.4%	29.3%

注1：全市加重平均

地区ごとの調査結果に当該地区における年間排出量に乗じて足しあげ、全市年間排出量で割った数値。

表1：「紙類」の内訳

(2) 燃やさないごみ

○組成割合は、金属類が53.6%と最も高い割合を占めています。

○本来「燃やさないごみ」に分類されないびん・缶、プラスチック類やなどの異物が15.8%含まれています。

- 金属類の中に、小型家電が22.9%含まれています。使用済小型家電は市が設置している回収ボックスに資源として出すことができます。
- 燃やさないごみ（特に金属類の入ったもの）をごみ集積場から持ち去る行為が増加したため、平成23年6月に「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、ごみ集積場からのごみの持ち去り禁止しました。

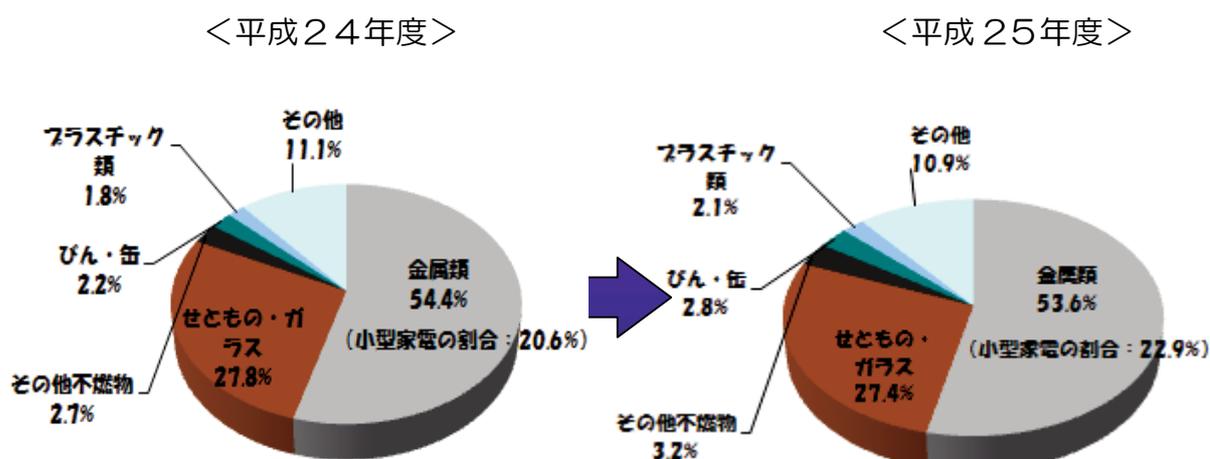


図2：燃やさないごみの組成割合（巻広域除く全市加重平均）

(3) プラマーク容器包装

○平成25年度に『プラマーク容器包装』に呼称変更しました。目印は、（プラマーク）です。マークを参考に分別の徹底をお願いします。

○異物であるその他プラスチック（容器や包装以外のプラスチック）の割合が11.4%と、昨年度（9.7%）より増加しています。

- バケツやプランターなど容器包装以外のプラスチック類（その他プラスチック）は燃やすごみです。

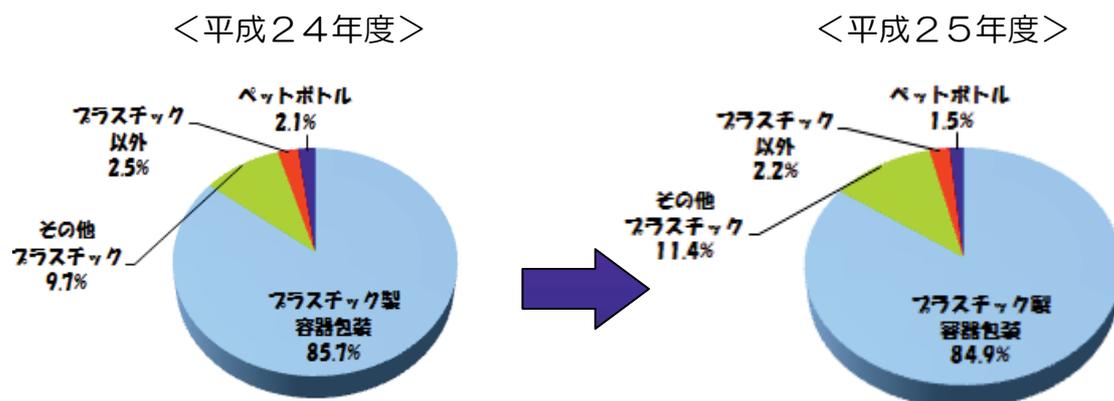


図3：プラスチック製容器包装の組成割合（全市加重平均）

2 事業系

(1) 可燃ごみ（普通ごみ）

- 組成割合は、紙類が最も多く 40.6%、次いで生ごみ（厨芥類）が 37.8%となっています。
- リサイクルが可能な古紙類（新聞、雑誌・雑紙、段ボール、OA紙、紙パック）は、昨年度と比較して若干の減少となっています。（表 2）
- 市の焼却施設への古紙搬入規制を平成 20 年 6 月から全市に拡大して実施していますが、まだ徹底されていません。事業者の方は古紙をリサイクルに回し、可燃ごみとしては排出しないようお願いします。

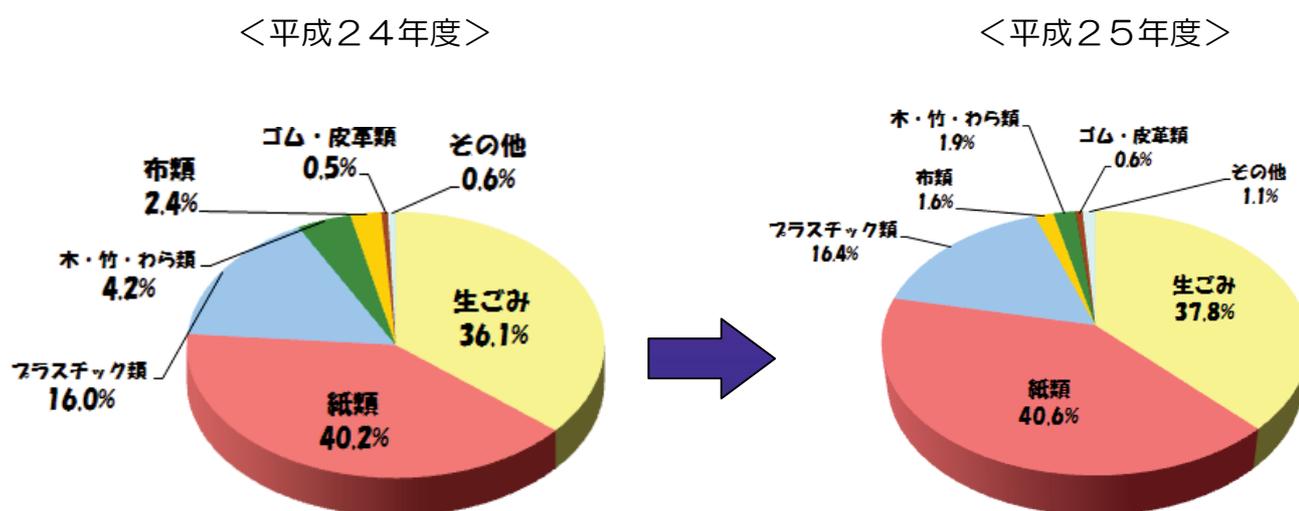


図 4：可燃ごみ（普通ごみを含む）の組成割合（全市加重平均）

区 分		24年度	25年度
資 源 物	新聞紙	2.4%	2.2%
	雑誌・雑紙	11.9%	11.9%
	段ボール	1.1%	1.4%
	紙パック	0.7%	0.8%
	OA紙	3.4%	3.4%
	計	19.5%	19.7%
その他紙ごみ		20.7%	20.9%
計		40.2%	40.6%

表 2：「紙類」の内訳

(2) 不燃ごみ

- 組成割合は、プラスチック類が最も多く 60.1%となっています。
- びん、缶、ペットボトルなど、資源化が容易なものの混入も多く、あわせて 29.0%となっています。
- プラスチックは、リサイクル業者や産業廃棄物の許可業者に処理を委託してください。また、ペットボトル、びん、缶などリサイクルが可能なものは、できるだけリサイクルするよう市の条例で定められています。市では事業系ごみ減量のためのガイドラインを作成していますので、積極的なごみの減量をお願いします。

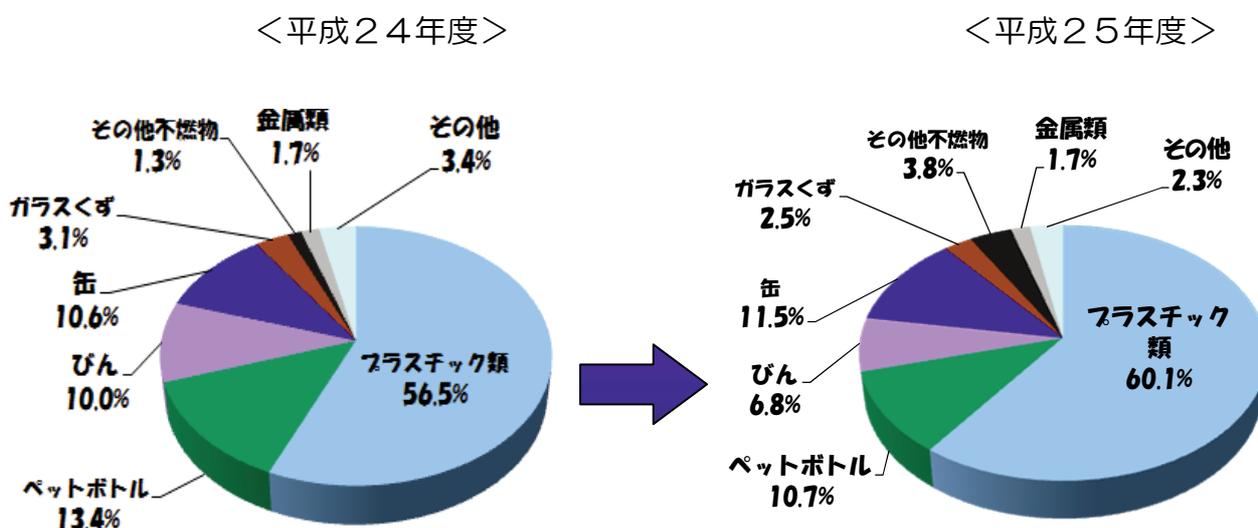


図5：不燃ごみの組成割合（巻広域を除く全市加重平均）